

○近畿地方整備局告示第104号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年6月4日

近畿地方整備局長 池内 幸司

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 県営広域営農団地農道整備事業紀の里地区（和歌山県紀の川市横谷字千丈平地内から同市麻生津中字横手地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県紀の川市横谷字千丈平、字小市原及び字柳、赤沼田字下垣内並びに麻生津中字横手地内
- 2 使用の部分 和歌山県紀の川市横谷字千丈平、字小市原及び字柳、赤沼田字下垣内並びに麻生津中字横手地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県紀の川市麻生津中字飯盛地内から同市西脇字中筋地内までの延長3,146mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県営広域営農団地農道整備事業紀の里地区」（以

下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用道路の新設事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第3条第1項第1号に規定される土地改良事業の参加資格を有する者が同法第85条第1項の規定に基づき都道府県知事に申請する都道府県営土地改良事業であり、同法第87条第1項の規定に基づき和歌山県知事が当該申請に係る土地改良事業計画を定めたもので、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

県営広域営農団地農道紀の里地区（以下「本路線」という。）は、和歌山県紀の川市麻生津中字飯盛地内の市道北涌船戸原線との接続点を起点とし、同市荒見字木ノ下地内の市道荒見4号線との接続点を終点とする、一級河川紀の川左岸の中山間地域を東西に横断する延長6,470mの基幹農道として計画されたものである。

和歌山県の農業は、平成23年の農業産出額の品目別都道府県順位でみかん、うめ、かき、はっさくが全国第1位、すももが第2位、いちじく、キウイフルーツが第3位、ももが第4位等と果実類が特に強く、農業産出額の構成は全国や近畿地方と大きく異なり、果実の構成比が約6割を占めているといった特色ある農業を行っている。また、平成22年の産業別就業者数の総数に対して農業就業者数が占める割合は全国の2倍以上、近畿地方の約5倍と高くなっており、県内の産業の中でも農業は重要な位置づけにある。

本路線の存する紀の川市は、果樹農業が主力となっている地域であり、平成23年の収穫量はもも、キウイフルーツ、はっさく、清美が県内第1位、かき、ネーブルオレンジ、すももが県内第2位、みかんが県内第4位で、中でも、ももは県内の80%以上のシェアを誇るなど、全国レベルでの競争力を備えた果樹農業が盛んな地域として、県内の農業の牽引的役割を担っている。

紀の川市の一級河川紀の川中流部左岸に位置する面積約406haの生産地（以下「受益地」という。）では、営農に係る交通や、受益地周辺の農業集落から医療機関などへの生活交通の他、緊急及び救急車両の通行などに丘陵地帯を南北方向に走る県道、市道等を利用しているが、これらの道路は幅員が狭小であり、最小車道幅員が1.9mと道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定される1車線道路の車道幅員4mに満たない狭小区間がほとんどであることなどから、走行性が著しく低く、危険な通行を余儀なくされている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された2車線の幹線道路が整備され、効率的かつ安全な農業輸送ルートが確保されることから、農業輸送車両の大型化や走行時間の短縮による農産物輸送の合理化及び農業生産の効率化や荷痛み防止効果による農産物の品質向上が図られる。また、各生産地の一体性が強化されることにより、広域的生産地の育成や経営規模の拡大による営農意欲の向上が期待できるなど、農業生産の維持拡大が図られるうえ、中山間地域に散在する集落間の連絡性が向上し、地域社会の活性化や一体化の促進にも寄与する。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、受益地内の農業道路網の機能向上を主な目的として、道路構造令による第3種第4級の規格に準拠して2車線の農業用道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、受益地中央ルート案（以下「申請案」という。）のほか、受益地山側ルート案及び受益地川側ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、支障物件及び取得必要面積は中位であるが、住家の支障物件がないことから土地利用に与える影響は比較的小さいこと、住家への影響がほとんどなく、橋梁の施工延長も3案中最も短いことから工事の施工性に優れていること、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、丘陵地帯を南北に走る県道、市道及び町道等は幅員狭小区間が相当あり、車両の円滑な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、紀の川市の各自治会の長をもって構成される紀の川市自治連絡協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県紀の川市役所